

阪神高速道路公団の業務の引継ぎ並びに
権利及び義務の承継に関する実施計画書

(阪神高速道路株式会社)

阪神高速道路公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画書
(阪神高速道路株式会社)

第一 会社に引き継がせる業務の種類及び範囲

阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）には、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第13条第1項に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）に定めるところに従い、その成立の際現に阪神高速道路公団（以下「公団」という。）が行っている業務のうち次に掲げるもの（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に引き継がせる業務を除く。）を引き継がせる。

一 高速道路の新設又は改築に関する業務

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）第1条の規定による改正前の道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「旧特別措置法」という。）の規定に基づく高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第5条第2項第5号に定める高速道路（別表第一に掲げるものに限る。）の新設又は改築（これらに関する調査を含む。）に関する業務

二 高速道路の維持、修繕等に関する業務

旧特別措置法の規定に基づく道路会社法第5条第2項第5号に定める高速道路（別表第二に掲げるものに限る。）の維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）に関する業務

三 高速道路の休憩所の管理に関する業務

別表第三に掲げる休憩所の管理に関する業務

四 国又は地方公共団体の委託に基づく業務

国又は地方公共団体の委託に基づく道路の新設又は改築並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究に関する業務

五 一から四までに掲げるもののほか、機構に引き継がせる業務以外の業務

第二 会社に承継させる資産、債務その他の権利及び義務

会社には、基本方針に定めるところに従い、その成立の際現に公団が保有する資産、債務その他の権利及び義務のうち次に掲げるものを承継させる。なお、資産及び債務の区分は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づく区分に準じるものである。

一 資産

(一) 流動資産

1 現金預金

金21,416,000,000円に相当する額のもの

- 2 高速道路事業営業未収入金
一切の高速道路事業営業未収入金
- 3 未収入金
平成17年9月30日の残高に相当する額のもの（機構に承継させるものを除く。）
- 4 未収収益
平成17年9月30日の残高に相当する額のもの（機構に承継させるものを除く。）
- 5 貯蔵品
貯蔵品のうち機構に承継させるもの以外のもの
- 6 受託業務前払金
平成17年9月30日の残高に相当する額のもの
- 7 前払費用
平成17年9月30日の残高に相当する額のもの（機構に承継させるものを除く。）
- 8 仮払金
平成17年9月30日の残高に相当する額のもの
- 9 貸倒引当金
高速道路事業営業未収入金及び未収入金に係る一切の貸倒引当金

(二) 固定資産

- 1 有形固定資産
 - (1) 建物
管理部門舎、宿舎等の建物（機構に承継させるものを除く。）
 - (2) 構築物
料金所関連設備及びETCに係る構築物等の構築物（機構に承継させるものを除く。）
 - (3) 機械装置
料金收受機械設備、ETC設備及び料金所電気関係設備等の機械装置（機構に承継させるものを除く。）
 - (4) 車両運搬具
一切の車両運搬具
 - (5) 工具器具備品
工具器具備品のうち機構に承継させるもの以外のもの
 - (6) 土地
土地のうち機構に承継させるもの以外のもの
 - (7) 建設仮勘定
建設仮勘定のうち機構に承継させるもの以外のもの

(8) (1) から (7) までに掲げるもののほか、機構に承継させる資産以外の資産

2 無形固定資産

(1) 電話加入権

電話加入権のうち機構に承継させるもの以外のもの

(2) ソフトウェア

一切のソフトウェア

(3) その他の無形固定資産

公団が保有する一切のその他の無形固定資産

3 投資その他の資産

投資その他の資産のうち機構に承継させるもの以外のもの

二 債務

(一) 流動負債

1 未払金

公団における平成17年9月30日の残高に相当する額のもの

2 未払費用

未払費用のうち機構に承継させるもの以外のもの

3 預り金

公団が平成17年9月30日まで業務を行ったことにより発生する一切の預り金

4 受託業務前受金

公団が平成17年9月30日まで業務を行ったことにより発生する一切の受託業務前受金

5 前受金

公団が平成17年9月30日まで業務を行ったことにより発生する一切のETC前納金の残高及びハイウェイカードの未利用残高に相当する額等の前受金

6 賞与引当金

平成17年9月30日に公団と雇用関係にある者（以下「職員等」という。同日付で退職した者を除く。）に係る一切の賞与引当金

7 その他の流動負債

公団における一切のその他の流動負債

(二) 固定負債

1 長期借入金

長期借入金のうち別冊1に掲げるもの

2 退職給付引当金

会社の成立の際公団に在籍する職員等に係る退職給付引当金

三 その他の権利及び義務

(一) 職員等の雇用契約に関する権利及び義務

1 職員等の雇用契約に関する権利及び義務

職員等との間における雇用契約に基づく一切の権利及び義務

2 役職員等に係る報酬支払債務等に関する権利及び義務

役員及び職員等（平成17年9月30日以前に役員であった者又は公団と雇用関係にあった者を含む。以下「役職員等」という。）に係る次に掲げる項目を含む一切の権利及び義務

① 阪神高速道路公団職員給与規程（昭和38年阪神公団規程第4号。以下「職員給与規程」という。）に基づく、平成17年9月分に係る時間外勤務手当、深夜手当、特殊手当、災害応急作業手当、用地交渉等手当、管理手当、事故出動手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支払債務

② 阪神高速道路公団役員退職手当支給規程（昭和38年阪神公団規程第6号。以下「役員退職規程」という。）に基づく退職手当が、平成17年9月30日までに支払われなかった場合における退職手当の支払債務

③ 阪神高速道路公団職員退職手当支給規程（昭和38年阪神公団規程第7号。以下「職員退職規程」という。）に基づく退職手当が、平成17年9月30日までに支払われなかった場合における退職手当の支払債務

④ 阪神高速道路公団役員給与規程（昭和38年阪神公団規程第3号）、役員退職規程等に基づく給与等の追給又は返納の必要が生じた場合における給与等の支払債務及び給与等の返還請求権

⑤ 職員給与規程、職員退職規程等に基づく給与等の追給又は返納の必要が生じた場合における給与等の支払債務及び給与等の返還請求権

⑥ 阪神高速道路公団旅費規程（昭和37年阪神公団規程第8号）に基づく旅費が平成17年9月30日までに支払われなかった場合における旅費の支払債務及び返納の必要が生じた場合における返還請求権

3 役職員等に関する公法上の権利及び義務

所得税法（昭和40年法律第33号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）及び健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）を含むその他一切の公法上の権利及び義務

4 労働協約等に係る権利及び義務

平成17年9月30日現在、公団と阪神高速道路公団労働組合との間で締結され、効力を有する労働協約等に係る一切の権利及び義務

5 宿舎の使用許可等に関する権利及び義務

平成17年9月30日現在、阪神高速道路公団宿舎規程（昭和38年阪神公団規程

第20号)第4条の使用許可に基づき、現に宿舎に居住している役職員等に係る一切の権利及び義務

(二) 契約に関する権利及び義務

公団が締結した契約のうち、土地売買契約、請負・受委託契約、庁舎等の賃貸借・使用貸借契約等の会社に引き継がせる業務並びに承継させる資産及び債務(以下「会社に引き継がせる業務等」という。)に係る契約に基づく権利及び義務で、会社の成立の際現に効力を有するもの

(三) 協定等に関する権利及び義務

公団が締結した協定、覚書その他これらに類するもの(以下単に「協定」という。)のうち、高速道路の工事又は維持管理に関する協定、料金徴収に関する協定、警察・救急業務の実施に関する協定及び国等との受委託に関する協定等会社に引き継がせる業務等に係る協定の定める内容に係る権利及び義務(機構のみに承継させるものを除く。)で会社の成立の際現に効力を有するもの

(四) その他の権利及び義務

1 公団が当事者となっている訴訟・調停に関するもの

別冊2に掲げるもののほか、平成17年9月30日現在公団において係争中又は手続中のものに係る当事者の地位のうち会社に引き継がせる業務等に関するものに係る権利及び義務

2 行政処分等に基づく法的地位に関するもの

(1)「日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令」(平成17年政令第203号。以下「整備政令」という。)第11条各項において経過措置が規定されている法令に基づくもののうち次に掲げるもの

ア. 電波法(昭和25年法律第131号)第51条において準用する同法第39条第4項、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)第3条、電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条第1項、第43条第3項又は第48条第1項、整備政令第15条の規定による廃止前の阪神高速道路公団法施行令(昭和37年政令第172号。以下「阪神公団令」という。)第7条第1項において準用する建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)第11条並びに道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第14条の2第1号の規定に基づき公団がした届出又は通知に係る権利及び義務

イ. 阪神公団令第7条第1項において準用する港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第3項、阪神公団令第7条第1項において準用する都市公園法(昭和31年法律第79号)第9条、河川法(昭和39年法律第167号)第24条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項並びに国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第3項及び第4項の規定に基づき公団がした行為若しくは占用又は許可、承認その他の行為に係る権利及び義務(機構が承継するものを除く。)

ウ. 航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条ただし書、電波法第4条及び第100条第1項、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項並びに河川法第20条、第26条第1項、第27条第1項及び第55条第1項に基づき公団が受けた許可、承認その他の行為に係る権利及び義務

エ. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第3項又は第63条第1項の規定に基づき公団が受けた承認に係る権利及び義務

オ. 道路交通法施行令第13条第1項第9号及び第14条の2第2号の規定に基づき公団が受けた指定に係る権利及び義務

(2) 情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に関する事項

会社に引き継がせる業務等に係る法人文書及び保有個人情報に関し、平成17年9月30日までの間に公団が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第59号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定に基づき行った行為及びこれらの法律の規定に基づき公団に対しなされた行為についての処分庁としての地位

(3) 上記のほか、会社に引き継がせる業務等に係る法的地位

3 無体財産権に関するもの

(1) 一切の実用新案権、意匠権、商標権及び著作権

(2) 公団が出願中又は職員から権利譲渡された特許、実用新案登録及び意匠登録を受けける権利並びに公団が出願中の商標登録を受けける権利

4 上記に掲げるもののほか、会社に引き継がせる業務等に係る権利及び義務であつて会社の成立の際現に効力を有するもの（機構に承継させるものを除く。）

第三 その他業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項

一 手続中の事務の取扱いに関する事項

会社の成立の際現に継続中の公団が第三者に対して行った、又は、公団が第三者から受けた協議、申請、届出、入札及び契約に関する手続等の行為のうち会社に引き継がせる業務及び設立後の会社における業務執行の準備等に係るものについては、会社に承継させるものとする。

二 施設の使用に関する事項

機構に引き継がせる業務の用に供する施設が、会社の承継する土地又は建物に存することとなるときは、会社は、必要最小限度において、機構に対し、当該土地及び建物を使用させるものとする。

三 会社に引渡す現金、預金等に関する事項

会社は、開始貸借対照表の確定に際し、負債及び資本の合計額と資産の額との間に差額が生じた場合には、機構に対し、当該差額を精算するものとする。

四 入札談合の防止対策に関する事項

平成17年8月12日に公団が定めた入札談合の防止対策への新たな取り組みについては、会社においても継続して実行し、その趣旨を速やかに実現するものとする。

五 付替道水路等の管理に関する事項

機構に承継させる貯蔵品、建設仮勘定及び法定道水路（高速道路の施行に伴い付け替

えた道路法（昭和27年法律第180号）が適用される道路及び河川法が適用又は準用される河川その他法令の適用がある道路又は水路をいう。以下同じ。）並びに法定外道水路（法定道水路以外の道路又は水路の用に供する施設をいう。）に係る資産の管理については、会社は貸付けを受け、これを第一に掲げる業務として行う。」

六 その他

この承継計画において承継すべきものとされた公団の権利及び義務について、この承継計画作成の日（承継計画書作成基準日の記載があるものについてはその日）以降会社への承継の時までの間に発生した公団の権利及び義務のうち第一の業務に関するものは会社へ承継され、また、その内容が変動した場合には変動した内容の権利又は義務として会社へ承継され、その内容が消滅した場合は会社へ承継されないものとする。

別表第一（新設又は改築に関する業務（当該新設又は改築に関する調査を含む））

番号	路線名	区 間	備考
一	大阪府道高速大阪池田線	大阪市西成区から大阪府池田市まで	
二	大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区から大阪府守口市まで	
三	大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区から大阪府東大阪市まで	
四	大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区から大阪府松原市まで	
五	大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区から大阪府堺市まで	
六	大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区から大阪市西淀川区まで	
七	大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区から大阪府泉佐野市まで	
八	大阪府道高速大和川線	大阪府堺市から大阪府松原市まで	
九	大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区から大阪市旭区まで	
十	大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区から大阪市港区まで	
十一	大阪市道高速大阪泉北線	大阪市阿倍野区から大阪市住吉区まで	
十二	大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区から大阪市北区まで	
十三	兵庫県道高速大阪池田線	兵庫県尼崎市から兵庫県川西市まで	
十四	兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区から兵庫県西宮市まで	
十五	兵庫県道高速大阪西宮線	兵庫県尼崎市から兵庫県西宮市まで	
十六	兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区から兵庫県尼崎市まで	
十七	神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区から神戸市須磨区まで	
十八	神戸市道高速道路2号分岐線	神戸市須磨区から神戸市須磨区まで	
十九	兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区から兵庫県西宮市まで	
二十	神戸市道高速道路北神戸線	神戸市北区から神戸市北区まで	
二十一	神戸市道高速道路湾岸線	神戸市垂水区から神戸市長田区まで	
二十二	京都市道高速道路1号線	京都市山科区から京都市伏見区まで	
二十三	京都市道高速道路2号線	京都市伏見区から京都市伏見区まで	

別表第二（維持、修繕、災害復旧その他の管理）

番号	路線名	区 間	備考
一	大阪府道高速大阪池田線	大阪市西成区山王1丁目から大阪府池田市木部町まで	
二	大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区西天満1丁目、中之島1丁目から大阪府守口市大日町4丁目まで	
三	大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴2丁目から大阪府東大阪市西石切5丁目まで	
四	大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王1丁目から大阪府松原市大堀町まで	
五	大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区高津2丁目から大阪府堺市翁橋町1丁目まで	
六	大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町3丁目から大阪市西淀川区佃7丁目まで	
七	大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島2丁目から大阪府泉佐野市りんくう往来北まで	
八	大阪府道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮1丁目から大阪市旭区新森1丁目まで	
九	大阪府道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開2丁目から大阪市港区弁天5丁目まで	
十	大阪府道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港2丁目から大阪市此花区島屋2丁目まで	
十一	兵庫県道高速大阪池田線	兵庫県尼崎市戸ノ内から兵庫県川西市小戸3丁目まで	
十二	兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町3丁目から兵庫県西宮市今津水波町まで	
十三	兵庫県道高速大阪西宮線	兵庫県尼崎市東本町1丁目から兵庫県西宮市今津水波町まで	
十四	兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東1丁目から兵庫県尼崎市東海岸町まで	
十五	神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町から神戸市須磨区白川まで	
十六	兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和から兵庫県西宮市山口町下山口まで	
十七	神戸市道高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃から神戸市北区有野町有野まで	
十八	神戸市道高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町から神戸市垂水区下畑町まで	

別表第三（休憩所の管理）

番号	路線名	名 称	所 在 地	施設の区分	資産の種類
一	大阪府道高速大阪東大阪線	朝潮橋パーキングエリア（上り）	大阪市港区石田3丁目1番	休憩所	建物等
二	大阪府道高速湾岸線	中島パーキングエリア（下り）	大阪市西淀川区中島2丁目地先	休憩所	建物等
三	大阪府道高速湾岸線	泉大津パーキングエリア（上り）	大阪府泉大津市なぎさ町32-2外	休憩所	区分所有権に基づく敷地利用権・建物等
四	大阪府道高速湾岸線	泉大津パーキングエリア（下り）	大阪府泉大津市なぎさ町32-2外	休憩所	建物等
五	兵庫県道高速神戸西宮線	京橋パーキングエリア（上り）	神戸市中央区新港町26番	休憩所	建物等
六	兵庫県道高速神戸西宮線	京橋パーキングエリア（下り）	神戸市中央区新港町26番	休憩所	建物等

別冊1 長期借入金

番号	種別	借入年月日	償還期限	未償還残額(円)	利率	償還方法	備考
1	政府借入金(財政融資資金)	H13.3.21	H23.3.18	61,742,000,000	1.600%	10年満期一括償還	100,600百万円のうち
2	民間借入金	H17.9月予定	H22.9月予定	16,692,000,000	1.475%	2年据置後元金均等半年賦償還	22,498百万円のうち。 うち7,553百万円仕掛道 路資産等対応(機構引 受)。残9,139百万円は会 社資産対応。
3							

別冊2 訴訟・調停

番号	事件番号	裁判所等
1	平成16年(ワ)第1692号	京都地方裁判所
2	平成17年(ワ)第2424号	大阪地方裁判所
3	平成17年(ワ)第6533号	大阪地方裁判所
4	平成16年(ノ)第732号	大阪地方裁判所
5	平成6年(調)第5号	大阪府公害審査会
6	平成17年(調)第2号	京都府公害審査会